

一宮市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもを健やかに育成するための環境整備の推進を図ることを目的とし、子どもに居場所を提供する事業を実施する団体に対し、「一宮市子どもの居場所づくり事業補助金」(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱における補助対象者は、一宮市内において、身近な地域における子どもの居場所づくりを目的とした事業を自主的に行う又は行う予定があり、次の各号すべてに該当する団体とする。なお、団体の構成員は3人以上とする。

- (1) 団体規約、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めた団体
- (2) 事業において、明朗な会計及び経理を実施し、その報告をすることができる団体
- (3) 法令等に違反する活動をしていない団体
- (4) 公序良俗に反する活動をしていない団体
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係にない団体
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的としていない団体
- (7) 継続的かつ安定的に補助対象事業を行うことができる団体

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象事業は、一宮市内において実施する事業とし、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 主に子どもを対象とした居場所づくりを目的とした事業で、次に掲げるいずれかの活動を行うこと。ただし、参加費は無料又は低廉(実費相当程度)であること。
 - ア 健全な遊びの体験の提供
 - イ 食事(おやつ等の軽食を含む。)の提供
 - ウ 学習の補助
 - エ 子ども同士の交流の機会の提供
 - (2) 宗教活動、政治活動、又は営利を目的としない活動
 - (3) 毎月1回以上又は年12日以上実施し、かつ、1回あたりの開催時間を2時間以上とすること。
 - (4) 開設時においては、常駐できる責任者を配置するとともに、責任者とは別に活動の補助等ができるスタッフを配置すること。
 - (5) 18歳未満の子どもの利用が平均して5人以上であること。
 - (6) 居場所を必要とする子どもを広く受け入れること。
 - (7) 事業の実施中、利用者の安全管理に十分配慮すること。
 - (8) 食事の提供事業においては、保健所に相談するなど食品衛生に配慮し、また食物アレルギーの有無等に考慮した運営に努めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は対象外とする。
- (1) 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とするもの。

- (2) 未就学の子と親が主な対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としたもの。
- (3) 競技目的のための事業であるもの。
- (4) 本市から他の補助・助成及び委託を受けている又は受ける見込みのあるもの。
- (5) 事業の一部又は全部を委託するもの。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の運営のために必要な消耗品費、食材費、印刷費のほか、補助対象事業に必要と認められる経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体構成員の親睦を目的とした飲食費、娯楽費
 - (2) 団体構成員への謝礼、人件費
 - (3) 5,000 円を超える謝礼
 - (4) 参加賞、記念品等の購入費
 - (5) 他の団体、個人への補助金、寄附金等
 - (6) 設備・機器等の備品購入費
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付対象としてふさわしくないと認められる経費
- 2 年度当初から事業を開始する場合、別に定める申請期間に申請したときに限り、当該年度の4月1日を起算日として補助する。

(補助金)

第5条 補助金額は1団体10万円を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。なお、交付する補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 申請できる期間は最初の申請年度から連続した5年度以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、一宮市子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 団体概要書および会員名簿(様式第2)
 - (2) 団体の規約、会則、その他これに類するもの(任意様式)
 - (3) 事業計画書(様式第3)
 - (4) 事業収支予算書(様式第4)
 - (5) 誓約書(様式第5)
 - (6) その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付の決定)

第7条 市長は申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めた場合、予算の範囲内で交付決定し、一宮市子どもの居場所づくり事業補助金交付決定通知(様式第6)により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、第9条又は第10条により交付決定額に変更があり、その内容を適当と認める場合は、一宮市子どもの居場所づくり事業補助金変更交付決定通知(様式第8)により変更交付決定する。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定内容の全部もしくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の内容もしくは交付条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を中止したとき。
- (3) 虚偽の申請もしくは報告又は不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第2条に該当しなくなったとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(事業計画の変更等)

第9条 補助事業者は、交付の決定を受けた後に、事業計画の申請事項を変更、中止又は廃止をしようとする場合は、速やかに、一宮市子どもの居場所づくり事業補助金計画変更届（様式第7）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後30日以内又は翌年度の4月7日のいずれか早い日までに、一宮市子どもの居場所づくり補助事業完了報告書（様式第9）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 実施状況報告書（様式第10）
- (2) 収支決算書（様式第11）
- (3) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告により、補助対象事業が適切に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(補助金の請求等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、一宮市子どもの居場所づくり事業補助金交付請求書（様式第12）を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(検査)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、事業完了後5年間において必要があるときは、前条の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。